



Title	憲法教育実践報告：「長沼ナイキ基地訴訟」を素材にした中学生対象の授業プランとその実践
Author(s)	前田，輪音
Citation	教授学の探究, 30, 113-141
Issue Date	2016-02-04
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/60687
Type	departmental bulletin paper
File Information	AN10116428-30 (8).pdf



憲法教育実践報告

—「長沼ナイキ基地訴訟」を素材にした中学生対象の授業プランとその実践—

前 田 輪 音

(北海道教育大学)

1 課題と方法

本研究の大きな目的は、憲法の平和主義を身近な人権問題として考えることができる憲法教育の構築であり、その一環として、本稿は、長沼ナイキ基地訴訟を素材に作成した授業プランを中学生対象に実践した実験授業の分析・検証を行うことにある。

本稿を執筆した2015年は、時の政権による集団的自衛権行使容認の閣議決定を受けて国会で関連法制の審議が行われ、自衛隊の「実態」およびそれが国民の生活にどのような影響を及ぼすのかに関心が集まりつつある。

さかのぼること1967年に一審確定した「恵庭事件」では、当時自衛隊が何をする組織なのか社会に開かれていたとは決して言えない時代だったが、公判で図上（机上）訓練「三矢研究」の代表者である元自衛隊幹部1名の証人喚問が実現した。その後1969年に提訴された長沼ナイキ基地訴訟は、自衛隊の実態について裁判で旧軍人や現役自衛隊幹部や複数の専門家による多数の証言がなされた戦後初の裁判である。

1-1 課題

明確に人権の問題とわかる事例(例：生存権、教育権)を対象とする場合の「身近さ」の実感に比べ、平和主義の問題は人権の根源（もしくは土台、大前提）となる命（生存）が直接的にかかわる問題であるにもかかわらず、どこか実感から遠ざかる傾向がみられる。その要因は大別して次の3点と筆者は考える。

第1点は、ヨハン・ガルトゥング（平和学）が言うところの「消極的平和」、すなわち戦争をしていない状態を今日まで一応は貫いてきた日本であるがゆえに、戦時下の生活状況を想像・実感できないことにある。「戦争を知らない子どもたち」という言葉の今日的意味は、知らずによかったという意味と、知らないから平和の尊さが実感できないという二重の意味がある。

第2点は、国内で保有する武力（この場合米軍も含む）が国内での人権や人命を著しく脅かす事実と軍事政策の是非が拮抗することにある。ディベートで第9条について議論すると、人命・人権の尊重と、他国との関係における武力による平和の主張の対立はほぼ必ずおこる。

しかしそれは、次の第3点が原因である、すなわち平和が何によって実現するのか、武力による平和か、武力によらざる平和か、という根本的な問題が未解決であることによる。平和をどう構想し構築するか、本研究の課題はこの人類的課題に直結している。

1-2 方法

北海道の長沼町を舞台にした長沼ナイキ基地訴訟（詳しくは後述）は、裁判闘争において恵庭事件（1962年起訴、1967年札幌地裁一審判決確定）で培った「ノウハウ」が継承されたゆえ、しばしばセットで考えられることが多く、この両者は平和を人権の問題としてとらえる平和的生存権理論の生成・発展過程でもある。

たとえば、その過程に特別弁護人として深くかわられた深瀬忠一による平和的生存権の定義は次の通りである。本研究ではこの定義を念頭に置いている。

「戦争と軍備および戦争準備によって破壊されたり侵害ないし抑制されることなく、恐怖と欠乏を免かれて平和のうちに生存し、またそのように平和な国と世界をつくり出してゆくことのできる核時代の自然権の本質をもつ基本的人権であり、憲法前文、とくに第9条および第13条、また第三章諸条項が複合して保障している憲法上の基本的人権の総体である」¹

筆者は、2013 年 9 月に長沼ナイキ基地訴訟一審判決から 40 年を記念した集会で、その導入として 20 分間の試行実践を行ない、その報告は本誌前号に掲載されている²。さらに授業プランの内容の充実をはかるべく、訴訟に関連する諸事実の調査・検討を進め、必要と考える内容を整理した³。本稿で報告する授業プランに取り入れた諸事実の出典は主にこれらの 2 つの論文で整理されたものであるのでここでは繰り返さない。

ところで、一口に人権といっても多様な実践方法が考えられる。筆者は播磨信義⁴の構想および作成した図⁵をもとに「人権実現のためのプロセス」(図1)に依拠しながら特に右側の楕円で囲んだ④→⑤の“→”の過程でおこる諸事実を重視し、この過程で起こるであろう次の構成要素が必要と考えている。

- ①否定的事実発生前の状況・生活
②否定的事実の発生およびその対応策—法廷

闘争前

- ③裁判の概要一起訴、裁判過程、判決
④法廷をとりまく活動一憲法実現を目指した活動・それを阻む活動
⑤判決その後一当事者の思い、社会の反応・社会への影響、現在の状況等⁶

平和的生存権の場合、人類の真の平和が実現していない以上“⑤”には達していないが、そこに向かっているという事実こそが重要である。また、前述した深瀬の定義に基づけば、長沼ナイキ基地訴訟において問題とされた平和的生存権は、直接的には「戦争と軍備および戦争準備によって破壊されたり侵害ないし抑制されることなく、恐怖と欠乏を免かれて平和のうちに生存」する権利の侵害としてひとまずとらえられる。

本稿はこれら作業の継続・発展的な位置にある。

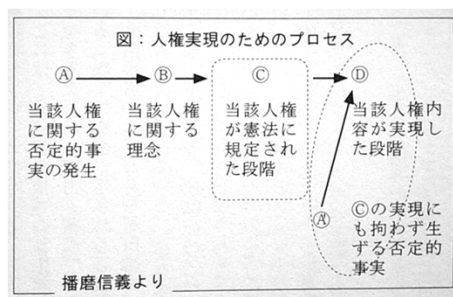


図 1 人権実現のためのプロセス

2 授業プログラムとその実践

2014 年度に中学校から 1 コマ枠（50 分）での実践の打診をいただき、先述した 2013 年の試行実践を全面的に改訂して 50 分構成で作成した。すでに複数回にわたり作成・改訂・実践を重ねてきている恵庭事件の授業プランの作業⁷では、一審確定ではあるが模擬裁判を含め 3 コマ構成が限度と考えていた。しかし今回は最高裁まですすめられた長沼に対して 1 コマという条件下のため、試行実践の実施形態⁸を継続し、パワーポイントシートに要点と設問をあわせて記載し、要点のみ記載したシートを補うべく教師の解説用原稿を用意することにした。

2-1 長沼ナイキ基地訴訟の概要

低地帯で二つの川と馬追山丘陵で囲まれた米作地帯の長沼町に、自衛隊の航空ミサイル基地の設置問題が浮上した。基地設置には、長沼町の北端を東西に広がる馬追山（丘陵）の中腹の林を切り拓くことになり、その林は「水源涵養保安林」に指定・保護されていた。その保安林

指定を解除した国の行政機関を相手に、長沼町民は、自衛隊は違憲ゆえに公益にあたらず、保安林指定解除は無効である、という行政裁判を起こした。基地設置をめぐる自衛隊の違憲合憲が正面から争われた裁判である。1969年の提訴以来、自衛隊を違憲とした一審判決（1973年いわゆる「福島判決」）の後、高裁（1976年）は一審判決破棄・統治行為論をとり、最高裁（1982年）は上告棄却・違憲審査を回避した。

2-2 実践の概要

授業の目的： 長沼ナイキ基地訴訟をめぐる諸事実を考えることを通して、憲法の平和主義を人権の問題として考えられるようになることにある。

全体の構成： (1) 導入・当事者と場所の提示からはじまり、(2) 裁判に至るまでの長沼（地形の特徴・水害の歴史）、(3) 基地設置問題浮上と対応（裁判前）、(4) 裁判の概要と法廷をとりまく活動、(5) その後（一審判決の「継承」）、の5本を軸に6つの設問と全体の感想を書く課題で構成されている。これはそれぞれ前述（本稿1-2）した①～⑤に次のように対応している。

- ① 否定的事実発生前の状況・生活 … (1)、(2)
- ② 否定的事実の発生およびその対応策—法廷闘争前 … (3)
- ③ 裁判の概要—起訴、裁判過程、判決 … (4)
- ④ 法廷をとりまく活動—憲法実現を目指した活動・それを阻む活動… (4)
- ⑤ 判決その後—当事者の思い、社会の反応・社会への影響、現在の状況等 … (5)

実践形態： パワーポイントと各シートに即した授業者用原稿を作成した。＜パワーポイントシート＞は57枚作成し、解説や写真・イラスト、設問等を適宜配置し、教室のプロジェクターを利用して教室前方に拡大・投影しながら、授業者が＜原稿＞を読み上げる形で進めた。

授業開始時に、全設問の内容および回答欄を記載した＜ワークシート＞（図2 これに子どもが回答を記載し終了後に回収する）を配布し、(4)の裁判部分に入ったときにパワーポイントのシート pp. 26-31（資料1参照）の証言分を一枚にまとめたものを配布した。

問3 あなたが清水さんだったら、どうしますか。（○をつける） 【選択肢】 ① 賛成する ② 反対する ③ その他（ ）
--

図2 ワークシートの一部

1時間の終了後、日を改めて2月に全シートを生徒に配布し、感想・質問への回答として＜長沼ナイキ基地訴訟の授業 その後＞を作成・配布した。

対象： 2015年1月8-9日に関西のある中高一貫校の中学3年生全5クラスを対象に実践された。分析は、うち1クラスを抽出して報告する。なお、授業実践より以前に子どもたちの状況を知るための筆者によるこれらのクラスの授業見学は諸事情により行えなかった。

2-3 授業プランの内容構成

授業プランは関連する諸事実をほぼ時系列にそって提示している。以下、順を追って授業プランの内容・設問・ねらい・等を示す。なお、パワーポイントの全シート（資料1）・教師用原稿（資料2）の全文・「長沼ナイキ基地訴訟授業その後」（感想等への回答資料・後日配布）（資料3）はともに、本稿の文末に資料として掲載した。

“(p.)”としてパワーポイントシートの頁数を、“問1 ～”として設問を記す。

(1) 導入 当事者と場所の提示 (p. 1-2) : 農民清水与作さんの回顧録から、清水さんが昔から住んでいる地域にある山の存在、その山から多くの益をうけていたことを示す。

問1 (清水さんの回想場面をもとに) いつ頃、どの地域のことだと思いますか？

ねらい: これから登場する人間の生活の営み(歩み)に着目させる。

(2) 長沼の歴史 地形の特徴・水害の歴史 (pp. 3-12)

長沼において、明治の時代から大切にされてきた馬追山の役割を知る。長沼町は低地帯で大きな二つの川に挟まれている地形ゆえ、入植以来 70 回にも上る水害にみまわれてきた。その克服に向けて、あらたな川や排水機場の設置などを重ね、水害から克服の見通しがたち始めた。その地理的状況のなかで馬追山は水瓶の役割をはたしており、明治時代からその森林は大切にされ、「水源涵養保安林」として保護されてきた。

ねらい: これらにより、人々の自然の災害への対処の苦闘の歴史と改善の歩み、馬追山の役割を知らせる。

(3) 基地設置問題浮上と対応(裁判前) (pp. 13-20)

そのような折、町にある問題が浮上した。

問2 国が、この馬追山の山肌の森林を切り、ある施設をつくる計画が発覚しました。

清水さんたちは、とても悩みました。その施設は何だと思われますか？

町民に知らされぬまま、馬追山中腹の森林を伐採し、国(防衛庁)によるミサイル基地設置問題が浮上した。町には一切知らされておらず、マスコミのスクープ報道で知った町民は困惑し、基地やそれによる水害等への不安を抱くが、国は馬追山の森林の貯水機能のかわり(代替)にダムをつくるから安全であると説明し、水源涵養保安林の指定を解除し伐採し基地を設置する、と主張する。

問3 あなたが清水さんだったら、どうしますか。

清水さんは反対の意志を示すべく、行動をおこした。署名集め、集会、デモ、議会に請願、政党への働きかけ、などである。一方、森林の貯水機能の代替施設としてダムがつくられるし、自衛隊員がすむから人口も増えるし補助金も増えるし、と賛成する人も出始めた。賛成・反対で町は二分し、町議会で議論した末、基地設置を容認し、保安林の指定を解除し、国は建設に向けて動き出した。清水さんらは不安を募らせる。

問4 あなたが清水さんだったら、その後どうしますか。

ねらい: これらを経て、裁判に至るまでにどのような行動をとったのかを考えることにより、裁判を含め、反対するための手段は多々あることを知る。

(4) 裁判の概要と法廷をとりまく活動 (pp. 21-50)

清水さんら反対派は、自衛隊は憲法9条違反、その自衛隊のために保護されている森林を伐採するのは違法、と、裁判を起こした。

札幌地裁の一審では、裁判長から自衛隊が憲法違反かどうか国に釈明を求め、原告側は24名の証人を申請し、各領域の専門家((元)自衛官、元軍人、憲法学・国際法などの学者、原告)が証言台にたった。そのうち、本授業プランで示した6名分は次の通りである。

源田実(国会議員・元自衛隊幹部・旧軍人 自衛隊の任務は米軍を守るもので戦時中の軍隊のように日本の都市は守らない)、緒方景俊(航空自衛隊最高幹部 ミサイルは核・非核両方の装備が可能)、遠藤三郎(軍事評論家・元軍人・航空機生産担当 自衛隊は軍隊であり、兵器を

つくる軍需産業が戦争の原因である)、伊藤隆(原告・長沼高校教諭 町民に知らせず設置構想を進めるのは民主主義に反する、若い人が基地への恐れから町をでていく)、土田栄(原告・長沼町議会議員・基地建設予定地の下流域に居住 水害の恐れとダム機能への不安)、田畑茂二郎(国際法研究者 自衛権の乱用の恐れと武力によらない自衛手段の可能性について)

一方、反対派(原告)やその支援者は、学習会・傍聴券確保のため夜通し並んだこと、裁判の記録をとり・報告集を作成したこと、長沼の農民への援農などを行った。同時進行で、馬追山の森林(保安林だった)の代替施設としてダムが設置され、ミサイル基地設置も進められミサイルが配備される。そのなかでの一審判決は大いに注目を集め、テレビ局による報道は7番組のうち5番組が速報番組を設定した。

これら裁判と裁判所をとりまく動向を通して、判決を考える。

問5 あなたが裁判官なら、どのような判決を出しますか?

札幌地裁の一審判決は自衛隊違憲、住民の平和的生存権を認めるものとされた。その後の各方面の反応一原告は喜び、国は国会で言及され、自衛隊およびその周辺としては、隊員の募集一時停止や自衛隊のための施設利用が断られる、などがあった。

国は控訴し、舞台は札幌高等裁判所に移された。議論の焦点は、一審のように自衛隊の実態審理ではなく、ダム設置により水害問題が解決したかどうか、などにうつった。

問6 馬追山の森林の代わりの施設(「富士戸一号ダム」)は

「代わり」(代替)の役目を十分に果たすことができたでしょうか?

札幌高等裁判所では、新タイプの水害(「基地水害」)が発生し法廷でも証言された。一審判決直前の1973年8月にも高裁中の1975年にも水害が起こり、研究者が以前と異なる浸水エリアやダムの機能がバケツ数杯分の機能しかないことをデータで示した。つまり、「代わり」の役目は果たせたとはいいがたい。

しかし、国はダムの代替機能の妥当性を主張し、自衛隊実態審理はなされず、結審が言い渡されることになり、清水さんは怒りのなか死去した。判決は一審判決破棄となり、最高裁に持ち込まれるが、口頭弁論が実施されぬまま判決が出され、上告棄却、憲法判断は回避された。

ねらい： 裁判の起訴・裁判過程・判決をはじめ、憲法実現を目指した活動・それを阻む活動を知ることにより、憲法の実現を目指した過程を知る。

(5) その後(一審判決の「継承」)(pp.51-56)

長沼の自衛隊のミサイル基地は存続し、一方でミサイルは移動式のものに交代され基地の象徴的存在であったレーダーは撤去された。自衛隊をとりまく情勢は大きく変化し、もはや海外にも「派遣」される時代となった。そのような自衛隊にまつわる変化に対し、一審判決裁判長だった福島さんは司法の責任を指摘する。

高裁・最高裁は一審判決の意義を継承しなかった一方で、自衛隊違憲判決が出された一審判決から35年後に、全国でおこされた自衛隊イラク派兵差し止め訴訟のうち名古屋高裁判決で自衛隊のイラクでの任務に一部違憲の判決がだされるなど、その意義は継承されつつある。憲法学者の深瀬忠一によれば、自衛隊合憲判決は一度もない、のである。

市民の側では、様々な形でその意義は語り継がれ(記念集会・基地調査の継続など)、平和米の作成・販売などで受け継がれてきた。

ねらい： 最高裁までいったこの裁判の判決は、自衛隊についての判断はされず、基地も自衛隊もその後継続するが、自衛隊をとりまく平和への意識が様々な価値観のもとにうずまき、一

審の判決の意義が長い年月をかけて継承・あらたな展開をしていることを知る。

最後に、以下の課題に取り組み、授業終了となる。

課題 今日の授業の感想&知りたいこと・疑問に思ったことを書いてください。(p. 57)

2-4 授業の様子から いくつかの設問への回答結果および若干の分析

以下、授業のテープおこしやワークシートから、実践における子どもの反応等をいくつか示す。内容に比して時間が限られていたので討論等は設定しなかったが、授業者は設問への反応を挙手や意見を引き出すなどした。授業者によれば、このクラスは普段あまり反応がそれほど多くはないが、比較してこの授業プランの実践では反応が良かった、とのことだった。

問1 (清水さんの回想場面をもとに) いつ頃、どの地域のことだと思いますか? (p. 1)

「江戸時代っぽい」(「役人」という記載から)との発言に、授業者が「もうちょっと前」とヒントを出し、いくつかの回答の後、「昭和」まで行き着いた。また、写真に掲載されている風景から「田舎」、「長野」、「青森 自然遺産っぽいから」などの意見が出された。

問2 国が、この馬追山の山肌の森林を切り、ある施設をつくる計画が発覚しました。清水さんたちは、とても悩みました。その施設は何だと思いますか? (p. 13)

挙手での確認:

- ①工場…少数 ②リゾート施設…(無し) ③学校…(無し) ④ダム…多数
⑤防衛施設…5人程度(理由:「なんとなく」「自信もって」) ⑥その他…(無し)
(ワークシートは記載がまばらなため省略)

問2に入る直前まで取り上げていた水害と「ダム」との関連が強かった。この選択肢の導入は実践直前の打ち合わせにおける授業者の発案である。

問3 あなたが清水さんだったら、どうしますか。(p. 16)

問2の「施設」が自衛隊のミサイル基地であることが分かった後に、清水さんならどうするかを尋ねる問題である。

挙手での確認(選択肢): ①基地に賛成…1名 ②反対…多数

授業者は挙手での確認後「多くの日本人、迷うよね、こういうとき。手を挙げた人、どうやって反対する? 反対の仕方ってある?」と聞くと、「集団で」、「訴えにいく」などが発言された。

ワークシート(選択肢):

- ①基地に賛成…4名 ②反対…24名 ③その他…1名(「困ってしまう」)

水害と長年闘ってきた長沼町民の清水さんだからこそ、こう考えた、と判断できよう。

問4 あなたが清水さんだったら、その後どうしますか。(p. 20)

町議会が基地誘致を決定後、清水さんならどうしたかを考える問題である。

ワークシート(自由記述):

- ・デモ…13名 ・署名集め…8名 ・裁判で訴える…3名 ・国や県庁に抗議する…2名
・反対運動に参加する…3名 ・あきらめる・どうにもならない…4名
・演説して他の人に意見を求める…1名 ・役人になってやめさせる…1名

反対運動を引き続き行おうとの意見が大半を占めた。1名の記述には複数事項が含まれる場合もあり、なかには、「反対だとデモをして、その後どうにもならなかったらそのまま仕方ないと思う。」と、反対運動と諦めの両方を順を追いついたものもあった。なかには清水さんらのそのときの状況も含め「今まできずきあげた水害対策のためにもデモをおこしたり署名運動した

りする」など、基地設置問題以前からこの地域で取り組まれてきた人々の苦闘の歴史である水害対策と関連させた記述もみられた。

当時の長沼町民としての清水さんの気持ちをその町の歩みを考慮しながら考えられた結果といえよう。

問5 あなたが裁判官なら、どのような判決を出しますか？ (p. 37)

授業者は、証人尋問箇所の吹き出しの部分の原稿読み上げを時間の関係で適宜省略しながら6名分の証言 (pp. 26 - 31) を解説した。授業プランではこのあと裁判をとりまく活動を示した後に判決を考える順だが、授業者の判断でこの時点で一度各自の「判決」を挙手で確認された。

①自衛隊は違憲…1名 ②自衛隊は合憲…1名 ③憲法判断なし…2名

少数しか手があがらなく、かなり迷っていることがうかがえた。その後、原告支持者の活動や判決当日の中継番組が複数局によりなされたこと、憲法判断がなされる可能性を報道する記事などを解説したあと、判決を考える問5にあらためて取り組ませた。

ワークシート：

①自衛隊は違憲・保安林指定解除は無効…13名

②自衛隊は合憲・保安林指定解除は有効…7名

③自衛隊についての憲法判断は必要なし・保安林指定解除は有効…7名

④その他…1名（「まずダムを作り、それで効果があれば保安林指定解除を有効とする」）

違憲・合憲の判断からみれば違憲と考える生徒が多いが、保安林指定解除を有効とみなし自衛隊基地設置を事実上可能にする判断は計14名、無効とみなす人数13名と拮抗している。また、④はダムの効果があることを前提とする慎重かつ合理的な判断をしている。

問6 馬追山の森林の代わりの施設（「富士戸一号ダム」）は「代わり」（代替）の役目を十分に果たすことができたでしょうか？ (p. 43)

ワークシート：

①果たすことができた。その後、めだった水害は起きなくなった…7名

②果たすことができなかった。その後も水害はおきた…17名

理由の記載欄は設けなかったが、②が多かったのは、この問が記載された直前のシート (p.43) で、高裁での国の主張が「代替施設」設置による水害問題の解決を主張したこと、裁判で主張しなければならぬほど問題だった、もしくはこのプラン冒頭での水害に対する住民の懸念がずっと意識にあった、の、どちらかの要因を想像する。

2-5 感想

課題 今日の授業の感想&知りたいこと・疑問に思ったことを書いてください。 (p. 57)

子どもの手元には授業で解説されたシート全体は未配布のまま、自分が書きこんだ設問回答用の<ワークシート>と裁判の証言分をまとめたもののみで、47枚のパワーポイントのシートをもとにかなりのスピードで解説され・考えた授業の最後に書かれた内容である。

以下、ナンバーを付して全員分の全文を掲載する。

1) 何も知らせずに基地を作ったりすると住民が怒って、とても大問題になってしまうので、そうことをなくしていかないといけないと思う

2) なんで、ミサイルをおくのに、地元の人にきかないかが疑問だった。マスコミももっとしっかりしたじょうほうをつかむことがだいじだ。

3) 長沼町は今は水害は起きているのにダムは今あるのか？

- 4) 昔の人は今よりダム建設があるとかになったら考えていややったらそれを行動に移すのが今よりも関心があるのだなと思いました。
- 5) 日本は未だに自衛隊のたち位置があまり決まっていない不安定な国だと思いました。他の国の制度などをみていると、日本は大丈夫なのかと思ってきました。
- 6) 今日の授業で、北海道の基地があるのだと知りました。沖縄だけではなく、日本の自衛隊を設置するのはダメだと思っています。設置するのだったら、選挙など、国民の意見を聞いてから行動するのが一番だと思います。なぜ、そんなに自衛隊の基地が必要なのですか。
- 7) 今日のことで自衛隊はいるかどうか疑問に思いました。
- 8) 今後自衛隊の制度がどうなっていくのか詳しく知りたい。
- 9) 自衛隊ができたばかりの頃は、住民をおびやかす事をしていたんだなと思った。今でも自衛隊の関係でもめていたりするし、もっと自衛隊に関して詳しく知り、考えていきたいなと思った。
- 10) じえいたい事故がないのがすごいと思った。
- 11) なぜずっと自衛隊が違憲か合憲が決められていないのか？裁判長が本当は決めないといけないのに、決められてないのがおかしい。
- 12) 今日授業を聞いて、憲法違反についての裁判が少し前にもあったんだなと思いました。
- 13) 憲法と連けいすることが、難しいなあと思いました。その条件に合うようにやっていかないとダメなんだと考えさせられました。
- 14) 自衛隊は違憲、保安林指定解除は無効、がなぜなのか、もう少し詳しく説明してほしい。裁判所は、ずっと統治行為論でいろんなことから逃げつづけているように思いました。
- 15) 自衛隊が憲法違反という判決をうけたけど、なぜまだあるのかと思いました。清水さんは、心がおれなくてすごいと思いました。
- 16) 自衛隊は合法か違法なのかどっちなのかが知りたかった。
- 17) 自衛隊は、違憲なのですか、そうは私は思わないのですが、森林はこわすのはいやです。よくわからないです。
- 18) 自衛隊は、憲法違反かそうでないかすごくきわどいところなので、その辺をもっと細かく知りたい。
- 19) 今日で北海道に基地があることをはじめて知りました。自衛隊を違憲か合憲か判断するのはとても難しいことだと思いました。もっとこういう事をみんなで話し合うべきだと思います。
- 20) 日本でも昔は本当にくさっていたけど、最近は大丈夫だと思っていたけど、自衛隊の事はもっと詳しくするべきだと思いました。もし自衛隊がOKなら憲法に書くべきだと思いました。
- 21) 裁判中に勝手に山とかを切ってミサイルをつくってしまったっていうのはだめだと思いました。自衛隊は違憲と判断してからとばされるっていうのはあからさまだと思います。
- 22) 憲法に関する裁判で、今まで一度も合憲という判決が出ていないことが不思議に思いました。私は自衛隊が平和を壊すものだと考えていないし、むしろ必要だと思います。
- 23) 私はこんなときから時代の違憲かどうかあることにおどろきました。
- 24) なぜ、北海道のところにミサイル基地が建てられるのか？他の場所ではダメだったのかと思いました。今もこれについての裁判が続いていると思うとすごいと思いましたし、今、判決が出て意味があるのか不思議です。
- 25) 歴史があらためて、分かりました。今、憲法を変えられないので仕方がないのかなと思います。

ました。

26) たくさん考えることがあった授業でした。自衛隊は、違憲とされたのに、なぜ、今でも自衛隊があるのかなと思いました。

27) 憲法は難しいなと思いました。

28) 今日の授業で、北海道に基地が設置されるまでを知ることが出来ました。あの裁判の結果は国が悪かったと思いました。昔の日本は今ほど国民の考えについて考えていなかったのだと思いました。今では、その経験がいかされているというのが分かって、良かったです。

29) どうして国は未来のことをもっと考えることができないのかふしぎです。確かに、そういったことをふまえて問題を解決するのはとても大変だけど、もっと想像力をはたらかせるべきだと思いました。

30) 海外はどのように判断しているのか

1) ～2)、6)、19) のように意見を聞く・話し合う等の必要性を指摘したもの、21) 国の行為を批難したもの(「勝手に山とかを切って…はだめだ」)、3) 長沼の現在に思いを向けたもの、4) や 15) のように市民としての行動力に関心したもの(「清水さんは心がおれなくてすごいと思いました」)、17) (自衛隊は合憲だと思うけれども)「森林をこわすのはいや」、など、生活に引きつけた反応が複数名の記述にみられた。

また、自衛隊の合憲・違憲についての興味が中学生の言葉で様々な角度から多く示された。たとえば、11)「裁判長が本当は決めないといけない」、19)「自衛隊を違憲か合憲か判断するのはとても難しいことだと思いました」、22)「今まで一度も合憲という判決が出ていないことが不思議に思いました。私は自衛隊が平和を壊すものだと考えていないし、むしろ必要」などである。

29)「どうして国は未来のことをもっと考えることができないのかふしぎです。確かに、そういったことをふまえて問題を解決するのはとても大変だけど、もっと想像力をはたらかせるべきだと思いました」は、大人社会(国の姿勢)に対する中学生の率直な批判である。

3 まとめ 成果と課題

子どもたちは、この実践の目的である「身近な人権問題として平和主義の問題をとらえる」ことができたであろうか。

伝えられるべき内容量に比して時間が1コマであったことを考慮すると、ある程度の成果は得られたのではないと思う。問4、問6、全体の感想などの回答をみると、長沼町民の状況を想像しながら、基地設置に対する水害や基地自体に対する不安が何らかの形で子どもに実感されているように思われる。

しかしながら、いくつかの課題がみられる。今回の実践では、冒頭から原告の一人である清水さんに焦点をあてた。しかし、控訴審の途中で清水さんは亡くなり、その後、彼の意志を継ぐ人々の活動の概略は示した(反対運動のいくつか)ものの、農地を抱えて生活する人間に焦点をあてながら始まった出だしと異なり、その後の登場人物は反対運動と法廷での証人がメインで、人間の生活との関係を如実に示せたかどうかは疑問の余地がある。原告団のうちほかの人の具体的な意見や行動(たとえば、伊藤隆さんや土田さん、など)を一審の証人としての発言などとも関連づけながら、わかりやすく示したほうがイメージしやすいだろう。

また、「平和的生存権」をパワーポイントのシートに明記した(資料1のシート p. 38, p. 54)

以上、その解説ないしは考えるなんらかのしかけをすべきだったかもしれない。この授業プラン全体を通して平和的生存権のことがなんらかの形で考えられ・伝えられる仕組みを目指したが、それが伝わったか・理解されたかを直接・間接に確認する設問などを用意するのは今後の課題である。

これらの検討を生かし、1時間版の改善とともに、裁判のシナリオを含めた3時間分程度のものも作成・実践したい。

後記： 本稿は、全国民主主義教育研究会第46回研究大会（同志社中学校高等学校）「第2分科会 憲法と政治・平和、経済」（2015年8月1日）での報告と、日本教育方法学会自由研究第11分科会（岩手県盛岡市2015年10月11日）での報告の一部を加筆・修正したものである。

〈註〉：

¹ 深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』岩波書店、1987 この定義を含め解説は詳細で、かつその後の発展がみられるが、本稿ではこの定義を示しておく。

² 前田輪音「憲法教育の素材についての試論：長沼ナイキ基地訴訟の授業プラン構想と試作実践報告から」北海道大学教育学院教育方法学研究室『教授学の探究』No.29、2015

³ 前田輪音「憲法を理解し使える憲法教育を―「解釈」主義を脱却し憲法を使った人の行動を通して」全国民主主義教育研究会編『民主主義教育21』Vol.9号、同時代社、2015

⁴ 播磨信義「憲法条文中心主義的教育方法への疑問」『生活教育』474号40巻5号1988年5月号

⁵ 播磨信義・木下武史他編著『新・どうなっている！？日本国憲法』第二版、法律文化社、2009年p.6 播磨1988も参照

⁶ 前掲論文3に「要素①～⑤」として表記したが、検討を重ね文言を若干変更してきている。

⁷ 恵庭事件を素材に中学生・高校生向けに作成した実践としては、たとえば前田輪音「「恵庭事件」の授業プログラムの改訂および実践―日本国憲法の平和に生きる権利をどう教えるか」北海道大学教育学院教育方法学研究室『教授学の探究』No.26、2009などがある。

⁸ 前田前掲論文2

資料1のうち、地形をあらわす図（シートpp.3-4、7-8、45-46）は長沼町HPでアップされていた地図に筆者が図形等を挿入・配置したもの、新聞記事の出典は（証言者の顔写真含む）シートそのものに記載した、ただしシートp.51の「ミサイル用レーダーは撤去」レーダーの写真は北海道新聞（2007年12月13日（木）・社会29面・朝刊）からのものである。裁判当時の写真は北海道平和委員会撮影・保管のもの、シートp.6の写真は長沼町史編さん委員会『長沼町の歴史 下巻』（1962）p.92掲載のもの、最近のものは福島氏の写真も含め筆者自身が撮影した。

資料1 <パワーポイント全シート>

あるところに住む清水与作さんは、
昔を思い返し、次のように話してくれました。

役人からは、「この山はお前らの農地を守ってくれる
山なんだから、大切にしなきゃならん」と言われていた。

春はタケノコを取りに、秋はブドウを取りに、
冬は、許可をもらい、枯れた木や倒れた木などを、生
活に欠かせない「まき」の原料として
払い下げてもらった。



問1: いつ頃、どの地域の話だと思いますか？

1

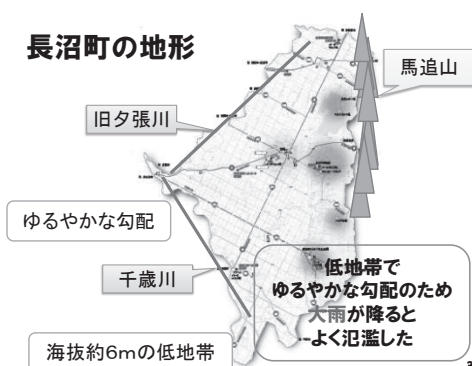
大正時代～昭和にかけて
北海道の
「馬追山(まおいやま)」のふもと「長沼町」



清水与作さんが
生まれ育った町

2

長沼町の地形



3

二つの川が氾濫すると



4

1887(明治20)年 長沼町入植 以来
約70回の
旧夕張川や千歳川氾濫による洪水被害

主なもの…

1898(明治31)年9月、1911(明治44)年7月、
1911(明治44)年8月、1912(大正元)年6月、
1913(大正2)年8月、1916(大正5)年5月、1917
(大正6)年5月、1919(大正8)年9月、1922(大正
11)年、1923(大正12)年、1928(昭和3)年9月、
1930(昭和5)年(2回)、1931(昭和6)年5～6月
…… 1960～1970年代も

5

大雨で町内が海のようなことも…



1932(昭和7)年7～9月
夕張川・千歳川大氾濫のときの写真

6

馬追山（馬追丘陵） 名前の由来

「ハマナスのあるところ」
(アイヌ語)

または
「水害時に
馬を濁流から守るため
山へ追あげたから」

…とも言われている



馬追山の木々は

- ・水がめとして
- ・ふもとの町を水害から守る
重要な役目をはたすので



1899(明治32)年から
水源涵養保安林(すいげんかんようほあん
りん)として保護されてきた(=公共の利益
がなければ切られない)

8

清水与作さんは この山のことを、こう話します。

大正2年の山火事のあと、
役場の農業係が

「この山はお前らの農地を守ってくれる
山なんだから、大切にしなければならんし
木を植えなければならんのだ」と。

それで植林に引っ張りだされた。



9

春はタケノコを取りに、
秋はブドウを取りに、
冬は、生活に欠かせない〈まき〉
を取りに行った

許可をもらい、
枯れた木や倒れた木などを
〈まき〉の原料として払い下げてもらった



戦時中に船をつくるといって切られた森林のふもとの
農地は、戦後、開墾された土地の増加の影響とあわ
せて、大雨のたびに水につかった。その後、植林し少
しずつ落ち着いてきた。

10

二つの川の氾濫による水害も 数々の水害対策施設設置により 少しずつ改善され始めた

旧夕張川の氾濫は
新夕張川の設置(昭和11年)で
改善に向かい始めた

千歳川氾濫等も
1968(昭和43)年排水機場等の設置を
皮きりに改善に向かい始めた



11

川の氾濫からの水害も 山肌の木々の切り出しによる水害も

改善に向けた対応策が
行われ始めた

...と希望の光が見えたのも
つかの間...

12

問2: 国が、この馬追山の山肌の森林を切り、ある施設をつくる計画が発覚しました。清水さんたちは、とても悩みました。

その施設は何だと思いますか？

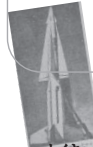
[選択肢]

- ① 工場
- ② リゾート施設
- ③ 学校
- ④ ダム
- ⑤ 防衛施設
- ⑥ その他()

13

防衛庁(当時)が、馬追山の山肌の森林を切り、自衛隊航空ミサイル

ナイキ・ハーキュリーズの基地設置を進めていることが発覚した。(1969年5月31日)



ナイキ・ハーキュリーズ
1968年5月31日付
北海道新聞夕刊

14

この計画は
町民も長沼町議会も
知らされておらず
急きょ会議が開かれた

一夜明けたら基地



1968年5月31日付
北海道新聞夕刊

地元をまるで無視
まず町民にも知らせず
急きょ会議が開かれた

15

山の木々は大切にしなければならいと言われてきたのです。木々を切ると、そのふもとの地域が水浸しになる恐れがあります。



清水さん

国

森林による水を蓄える機能の代わりに、馬追山のふもとにダムをつくります。それで安全です。

問3: あなたが清水さんだったら、どうしますか。

[選択肢]

- ① 賛成する
- ② 反対する
- ③ その他()

16

森林伐採・基地設置に反対する
清水さんと支援者は
反対運動を開始

反対の
署名集め

議会に請願

集会

デモ

いくつかの政党
中心に反対行動

地域の労働組合等
中心に反対運動開始

etc.

17

基地設置に賛成する人たちもいた

理由は...

自衛隊員が増えると
人口も増える

国からの補助金が
たくさんくる

経済的に潤う

森林の代わりの
ダムがつくられる
から
水害心配無し

18

基地設置反対！

VS
…が続くなか…

基地設置賛成！

長沼町議会で検討の結果
ミサイル基地設置を承認

国は~~長沼の保安林解除~~
馬追山の保安林指定を解除し
基地をつくることを決定

19

馬追山の森林が切られ、
長沼に自衛隊のミサイル基地が
つくられてしまう！
せっかく水害対策を進めてきたのに
山からの水が心配！
水害対策が遅れてしまう！



問4: あなたが清水さんだったら、
その後、どうしますか。

20

反対派は
裁判で国を訴えた

自衛隊は憲法9条違反

その自衛隊のために
保安林指定を解除して
(木の保護を取り払い)
森林を切るのは違法

解除は無効

反対派は
裁判で国を訴えた

日本国憲法 第九条
第1項 日本国民は、正義と秩序を基調とする
国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争
と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛
争を解決する手段としては、永久にこれを放棄
する。
第2項 前項の目的を達するため、陸海空軍
その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権
はこれを認めない。

21

札幌地方裁判所 第1回口頭弁論 開始
1969（昭和44）年10月3日

原告（長沼町民ら）
自衛隊は憲法違反
自衛隊のために保安林に指定
されている馬追山の森林を切
るのは違法
保安林指定解除手続を
取り消せ

被告（国）
自衛隊は合憲
馬追山の保安林指定解除は
合法

日本国憲法 第九条
第1項 日本国民は、正義と秩序を基調とする
国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争
と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛
争を解決する手段としては、永久にこれを放棄
する。
第2項 前項の目的を達するため、陸海空軍
その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権
はこれを認めない。

22

第1回では…

裁判所

原告（長沼町民ら）

自衛隊が憲法違反かどうか、
被告（国）はその実態について
釈明（=説明）せよ！

被告（国）

23

原告側 証人尋問 開始
1970（昭和45）年10月～1972年11月までに
計24名

（元）自衛隊幹部

源田実 元自衛隊空幕長
緒方景俊 空幕長
内田一臣 海幕長
中村龍平 陸幕長…

軍事評論家

遠藤三郎
小山内宏…

原告

清水与作 農業
伊藤隆 教師…

憲法・軍事・国際法研究者

小林直樹 東大教授
田畑茂二郎 京大教授…

24

原告側 証人尋問

課題:

これから示す
いくつかの証言をみながら、
あなたも判決を考えてみましょう。

25

証言 自衛隊の実態 自衛隊幹部ら

一番最初の証人

源田実(国会議員 元自衛隊幹部 旧軍人)



米軍を守るのが自衛隊の任務であり、戦時中の日本の軍隊のように、＜日本の都市を守る＞ためのものではない。

(第6回 1970年10月9日)

1970年10月9日付朝日新聞

26

緒方景俊(航空自衛隊最高幹部)

ミサイル・ナイキそのものは
核、非核両方可能なつくりになっているが、
長沼に設置予定のナイキは
あくまでも非核仕様にする

(第10回 1971年5月14日)



1971年5月14日付北海道新聞

27

証言 自衛隊の実態 軍事評論家

遠藤三郎(軍事評論家 元軍人 航空機生産担当)

自衛隊が国防を任務としている以上、「軍隊」であると言わざるをえない。

民間の企業はもうけるために兵器を作るので、兵器をたくさん買わせるため使わせる場面(＝戦争)が必要となる。企業は戦争がなくなる限り兵器をつくって売る。この、作って売るといのが戦争のもとだ。

戦争は、軍需産業が原因なのだ。

(第18回 1972年3月20日)

28

証言 原告の被害体験・不安等

伊藤隆(原告 長沼高校教諭)

新聞のスクープを通して基地設置の話を初めて知り、まさに「寝耳に水」だった。町のことなのに町民にまったく相談がないのは、民主主義に反する。

署名集めなど、仲間と反対運動を進めてきた。馬追山の森林を切るのは水害が心配だし、基地という怖がって若い人が町内から出たがっている。

(第23回 1972年9月29日)

清水与作さん(原告 元長沼町議会議員 農業者)も第23回に証言しました。冒頭での話がそうです。

29

証言 原告の被害体験・不安等

土田栄(原告 長沼町議会議員)

基地建設予定地の下流域に居住)

水害は米の収量を大きく下げるので農家の収入が減り、経営に大きなダメージをもたらす。

馬追山の森林の水を貯める機能に代わるといわれている代替施設のダムがどの程度の機能をもつものなのか、国からはなにも説明されていない。水害を防ぐものにはならないのではないかな。

(第23回 1972年9月29日)

1972年9月29日付 北海道新聞

30

証言 自衛隊の実態 国際法研究者

田畑茂二郎(国際法研究者)

自衛権という概念は濫用される恐れが大きい。
憲法9条の戦争放棄条項は、憲法上の建前
として自衛権に基づく実行使(=武器を使っ
て戦争すること)を行わないという趣旨と考えら
れる。

人類の長年にわたる歩みをみると、武力に
よらない自衛手段は十分にあり得る。

第24回 1972年11月26日

31

原告を 支援する人々の 活動

裁判記録作成



裁判所前で並び 裁判の傍聴券確保



原告の農地で援農



32

原告を支援する人々の活動

裁判の傍聴券確保のため
冬は徹夜で裁判所前にテントをはり
中では学習会開催

学習会



冬の雪の日も...

33

馬追山の森林の「代替施設」(ダム)は...

「富士戸一号ダム」と名付けられ
1969(昭和44)年8月 着工
1970年末 完成

建設中の写真



現在のダム



34

建設をはじめた ミサイル基地は...

1971年12月 部隊駐屯開始
1972年 5月 レーダー等搬入
6月 開所式
12月 ナイキ本体搬入



35

1973年9月7日 判決当日
新聞(朝刊)のテレビ欄



1973年9月7日付朝日新聞

テレビ局7局中5局が
判決に関する番組内容を
組んだ

36

問6: 馬追山の森林の
代わりの施設(「富士戸一号ダム」)は
「代わり」(代替)の役目を十分に
果たすことができたのでしょうか?

[選択肢]

- ① 果たすことができた
その後、めだった水害は起きなくなった
- ② 果たすことはできなかった
その後も水害はおきた



43

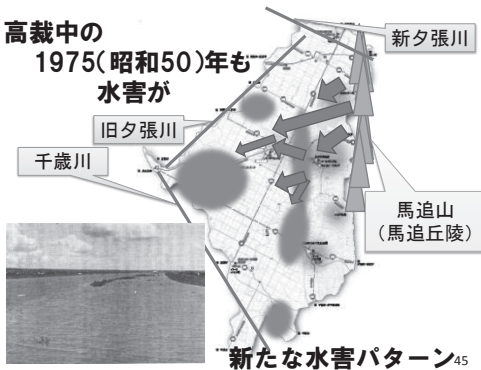
…実は、
一審判決直前の
1973(昭和48)年8月22-23日も
長沼を水害が襲う



44

高裁中の

1975(昭和50)年も
水害が



45

法廷では、研究者が
代替施設(ダム)の機能を証言

以前と浸水エリアが異なる



46

自衛隊の実態審理も行われぬまま、
突然3月に結審が言い渡された

何も聞かんでいいっていうのか。
原告をばかにするな。
答えろ。国側もなんだ。
国民をいじめて…!



清水さんは、1976(昭和51)年5月11日に
脳内出血で緊急搬送、意識はほぼ回復せぬまま
10月28日に死亡

47

1976(昭和51)年8月5日
控訴審 札幌高等裁判所
判決

一審判決を破棄

・代替施設により住民の損害は補充される
・自衛隊の違憲性については、高度に政治性のある国家行為は、一見明白に違憲無効であると認められない限り、司法審査の範囲外にあるとする(=「統治行為論」)

48

原告（長沼町民ら）は上告し 最高裁判所へ

原告（長沼町民ら）

- ・高裁に差し戻しを要求
新たなタイプの基地設置による水害発生
- ・町議会に報告・検討
- ・水害を記録した映像を持参し裁判担当者につけあう



1981年8月3～6日の水害

- ・代替施設設置により原告は訴えの利益なし（代替施設により洪水の危険は無くなったから）
- ・統治行為論に基づき、自衛隊については判断すべきでない。

被告（国）

しかし、口頭弁論は行われませんでした

49

1982（昭和57）年9月9日 最高裁判所 判決

上告を棄却

- ・原告に「訴えの利益」がないから（代替施設により洪水の危険は無くなったから）
- ・自衛隊の違憲審査は回避

ただし、少数意見として、団藤重光裁判官は「代替施設による洪水の危険は無くなった」という点には不安があるので、「訴えの利益が無くなった」とは言い難い。

50

それから、 長い年月がたち…

長沼の基地は存続



ミサイルは移動式の
パトリオットに交替



ミサイル用レーダーは撤去

51

自衛隊を巡っての論争・変化

集団的自衛権
行使容認閣議決定

PKO協力法可決・
施行

自衛隊発足60年

自衛隊イラク派遣

あのときの、

自衛隊違憲判決の意義は…

52

福島重雄（一審の裁判長）

自衛隊がこうまでなっちゃったということは歴史のなかにおいて、裁判所は責任を負うべきだと思います。チェックする機会は十分ありました。だけど、結局やらなかったという怠慢は、裁判所が一番の責任を負うべきだと思います。

2003年9月 一審判決30周年
記念集会レセプションでの発言



あのときの、一審での
自衛隊違憲判決の意義は…

53

意義 長沼一審判決の発展的継承 35年後に…

全国各地で行われた
自衛隊イラク派兵差し止訴訟

空自イラク活動違憲

兵輸送は武力行使
差し止め認めず

たとえば…

名古屋高裁判決 2008年4月17日

自衛隊イラク派遣の一部任務は違憲
平和的生存権を認める

…長沼一審判決は引き継がれてきている

54

現在に至るまで



裁判所によって、
ただの一度もなされていない
という判断は、

憲法学者 深瀬忠一

55

「長沼」の意義は
今もたくさんの人々により
継承されてきている



「平和に生きる」社会を目指して…

56

課題: 今日の授業の感想
& 知りたいこと・疑問に思ったことを
書いてください。

57

資料2 <授業者読み上げ原稿>

“（*授業者 ～～～）”内は配布物等についての授業者の活動等を記載し、“問1：いつ頃□”のようにパワーポイントシート内に記載された設問文を示す。

（*授業者 生徒用ワークシートを配布）

<1 頁>

あるとき、あるところに住む清水与作さんは、昔を思い返し、次のように話してくれました。

「役人からは、『この山はお前らの農地を守ってくれる山なんだから、大切にしなきゃならん』と言われていた。春はタケノコを取りに、秋はブドウを取りに、冬は、許可をもらい、枯れた木や倒れた木などを、生活に欠かせない〈まき〉の原料として払い下げてもらった。」

さて、問1：いつ頃、どの地域の話だと思いますか？

<2 頁>

<とき>は、大正時代～昭和にかけてのことで、<地域>は、北海道の「馬追山」という山のふもとにある「長沼町」というところのことです。清水与作さんと言う人が生まれ育った町です。

<3 頁>

長沼は、二つの川―旧夕張川と千歳川、そして馬追山（または馬追丘陵）で囲まれ、海拔6メートル程度の低地帯です。二つの川はゆるやかな勾配のため大雨が降るとよく氾濫しました。

<4 頁>

この二つの川が氾濫すると、その沿線の地域を中心に図の水色の矢印のように水につかり、その後数日にわたって、水がひかないことはよくありました。

<5 頁>

1887(明治20)年に長沼町に入植以来、約70回にのぼるこの二つの川の氾濫による洪水被害があり、主なものをいくつかここに載せましたが見ての通り、たくさんあり、1960～1970年代にも引き続き頻発していました。

<6 頁>

大雨で町内が海のようになることもよくあり、一例としてこの白黒の写真は1932(昭和7)年7～9月の夕張川・千歳川大氾濫のときのものです。

<7 頁>

長沼の地形を構成する山「馬追山（マオイ山）」（馬追丘陵）という名前の由来は、「ハマナスのあるところ」（アイヌ語）、または「水害時に馬を濁流から守るため山へ追いあげたから」…とも言われるくらい、水害と常に向き合ってきた町であることがわかります。

<8 頁>

馬追山の木々は・水がめとして・ふもとの町を水害から守る、という重要な役目をはたすので、1899(明治32)年から水源涵養保安林として保護されてきました。「保安林」になるということは、なんらかの「公共の利益」がなければ切られないということの意味しました。

<9 頁>

清水与作さんはこの山のことを、こう話します。「大正2年の山火事のあと、役場の農業係が『この山はお前らの農地を守ってくれる山なんだから、大切にしなきゃならんし木を植えなければならんのだ』と。それで植林に引っ張りだされた。」

<10 頁>

「春はタケノコを取りに、秋はブドウを取りに…」と、この授業の冒頭で話したことです。また、戦時中に船をつくるために、と、たくさん森林が切られたとき、ふもとの農地は、戦後にわたり開墾された土地の増加の影響とあわせ、大雨のたびに水につかったそうです。その後、植林し、少しずつ水害は落ち着いてきました。

〈11 頁〉

二つの川の氾濫による水害も、その後、数々の水害対策施設設置により少しずつ改善されはじめた。新しい川をひいたり、「新夕張川の設置」、「排水機場」という設備をつくったり、と、これらを皮切りに、少しずつ改善に向かい始めました。

〈12 頁〉

川の氾濫からの水害も山肌の木々の切り出しによる水害も、改善に向けた対応策が行われ始めたのです。…と希望の光が見えたのもつかの間…

〈13 頁〉

問2： 国が、この馬追山の山肌の森林を切り、ある施設をつくる計画が発覚しました。

清水さんたちはとても悩みました。その施設は何だと思いますか？

[選択肢] ① 工場 ② レジャー施設 ③ 学校 ④ ダム ⑤ 防衛施設

⑥ その他 () ←具体的に書いてね。

〈14 頁〉

防衛庁、当時は「庁」、今は「省」、が、馬追山の山肌の森林を切り、自衛隊航空ミサイル、ナイキ・ハーキュリーズ、写真がありますね、その基地設置を進めていることが発覚しました。

〈15 頁〉

この計画は、町民も長沼町の議会も知らされておらず、町では急きょ会議が開かれました。ここに載せた新聞の見出しに「地元をまるで無視」とか「一夜明けたら基地」などあるように、住民にまったく知らされていない計画だったことがわかります。腕組みしているメンバーの様子がわかりますか？

〈16 頁〉

清水さんは、「山の木々は大切にしなければならないと言われてきたのです。木々を切ると、そのふもとの地域が水浸しになる恐れがあります。」と心配します。国はこのような町民の心配に対し、「森林による水を蓄える機能の代わりに、馬追山のふもとにダムをつくります。それで安全です。」と返します。さて、ここで問題です。

問3： あなたが清水さんだったらどうしますか。

[選択肢] ① 賛成する ② 反対する ③ その他 ()

〈17 頁〉

森林伐採・基地設置に反対する清水さんと支援者は反対運動を開始しました。署名を集めて議会に請願したり、集会やデモをしたり。それをいくつかの政党や地域の労働組合などが積極的に進めてきました。

〈18 頁〉

一方、基地設置に賛成する人たちもいました。その理由は、自衛隊員とその家族が増えるとか、補助金がたくさんもらえるから、とか、経済的に潤うとか、…ですが、なかには、山の代わり、「代替施設」といいます、の役目を果たすダムを国がつくるというから水害の心配はないだろう、というものもありました。

〈19 頁〉

このように、基地設置の反対派と賛成派に分かれるなかで、議会は検討の結果、自衛隊のミサイル基地設置を承認し、それを受けて国は農林大臣により馬追山の保安林の指定を解除して、森林を伐採し基地をつくることを決定します。

〈20 頁〉

馬追山の森林が切られ、この長沼に自衛隊のミサイル基地がつくられてしまう！ せっかく水害対策を進めてきたのに山からの水が心配！ 水害対策が遅れてしまう！…と不安はつのります。

問4：あなたが清水さんだったら、その後どうしますか。

〈21 頁〉

ついに清水さんたちは、裁判で国を訴えたのです。その理由は、自衛隊は憲法9条違反、その自衛隊のために保護された「保安林」の指定を取り払って森林を切るのは違法、保護を解除するのは無効 というものでした。

〈22 頁〉

札幌地方裁判所で裁判がスタートしました。初回第1回の口頭弁論は、1969（昭和44）年10月3日でした。原告は清水さんはじめ長沼町民で、前のシートで述べたように「自衛隊は憲法違反」という主張を軸にしています。訴えられた被告である国は、「いいや、自衛隊は合憲。だから、山の森林を切るための手続きは問題ない」という主張でした。まさに、このシートの真ん中にある、「憲法9条」がその争点となったわけです。

〈23 頁〉

法廷では、裁判所が国に対して、「自衛隊が憲法違反かどうかを調べるために、自衛隊の「実態」について、詳しく説明せよ！」、という要求をしました。

〈24 頁〉

原告側は自衛隊の実態調べに際し24名の証人を呼び、2年にわたり法廷で数々の証言を得ました。原告を構成する町民はもちろん、自衛隊の幹部や憲法学・国際法の研究者、…と、多彩な顔ぶれでした。

〈25 頁〉

これから、幾人かの証人尋問のほんの一部ですが、示します。みなさんはその示されたいくつかの証言をみながら判決を考えてみてください。

（※授業者 証人6名分の要旨一覧1枚を配布 パワーポイントシート pp26-31 をまとめてA4判1枚にしたもの）

〈26 頁〉

まず、証人として、自衛隊幹部や元戦時中の軍人が呼ばれました。第6回の口頭弁論で、一人目の証人を尋問することになりました。^{げんだ}源田さんという元自衛隊幹部で旧軍人、現在国会議員です。「米軍を守るのが自衛隊の任務であり、戦時中の日本の軍隊のように＜日本の都市を守る＞ためのものではない」という証言を得ました。

〈27 頁〉

第10回には、緒方さんという航空自衛隊の一番えらい人（＝最高幹部と言います）から、「ミサイル・ナイキそのものは核、非核両方可能なつくりになっているが、長沼に設置予定のナイキはあくまでも非核仕様にする」と、ナイキミサイルが核弾頭もつけられる構造であることがわかりました。

〈28 頁〉

軍事研究者などからの証言も得ました。遠藤さんは、軍事評論家ですが、戦時中は軍人だった人です。「自衛隊が国防を任務としている以上、軍隊であると言わざるをえない。民間の企業はもうけるために兵器を作るので、兵器をたくさん買わせるため使わせる場面、イコール「戦争」が必要となる。企業は戦争がなくなる限り兵器をつくって売る。この、作って売るというのが戦争のもとだ。戦争は、軍需産業が原因なのだ。」

〈29 頁〉

原告の証言も裁判の重要な役割を果たします。伊藤さん、この人は当時地元の「長沼高校」の先生をしていましたが、新聞記事のスクープではじめて基地設置予定を知り、それまで長沼町民はまったく知らされていなかったこと、地元のことなのにこれでは民主主義に反すること、馬追山の森林を切るのは水害が心配だし、「基地はこわい」と若い人が町内から出たがっているくらいで、仲間と反対運動を進めてきたことを切々と述べました。

〈30 頁〉

原告の一人、土田さんは、長沼町の議員で基地建設予定地の下流域に住んでいます。水害は米の収量を大きく下げるので農家の収入が減りダメージが大きいこと、馬追山の森林の水を貯める機能に代わるといわれている代替施設のダムがどの程度の機能をもつものなのか国からは何も説明されていない、水害を防ぐものにはならないのではないか、と証言しました。

〈31 頁〉

国際法を研究している田畑先生は、研究者の立場から憲法9条について解説しました。

「自衛権という概念は濫用される（＝みだりに使われる）恐れが大きい。憲法9条の戦争放棄条項は、憲法上の建前として自衛権に基づく実力行使（＝武器を使って戦争すること）を行わないという趣旨と考えられる。」とか、「人類の長年にわたる歩みをみると、武力によらない自衛手段は十分にあり得る。」など、「自衛権」のあぶなさと、武器に寄らない自衛の可能性を述べました。

〈32 頁〉

さて、裁判は、法廷の場だけではなく、原告を支援する様々な活動がありました。たとえば…ここにいくつかあげましたが…。写真右上から、法廷で裁判長・原告・被告・証人などの発言をすべてテープに録音し、一字一句テープおこしをした「裁判記録」を作成する、右下、原告の農地長沼で農業のお手伝いをする、これを「援農」といいます、手前でお話をしているのは清水さんで、聞いているのは当時の北海道大学の学生さんたちです。毎週週末に長沼に通って「援農」し、お話を聞いたそうです。左下、裁判所の法廷で裁判に同席するためには「傍聴券」が必要で、このピンクのがそうです、人気の高い裁判は早い者勝ちだったので、この券を確保するため裁判所前に徹夜で並びました。

〈33 頁〉

北海道では冬には雪がたくさんふり、気温はマイナスになることもしばしばですが、傍聴券確保のため、法廷が開かれるときはテントをはって欠かさず並び、中で石油ストーブを炊きながら弁護士を含めて裁判についての徹夜の学習会がなされました。

〈34 頁〉

ところで、国は馬追山の森林の「代替施設」としての「ダム」を建設すると話しましたが、その後、「富士戸一^{ふじと}号ダム」と名付けられ裁判が始まる前の1969（昭和44）年8月から建設がは

じまり、裁判中の 1970 年末に完成しました。写真は左が建設中のものでダムの出口の部分映したところ、右は現在のものです。

〈35 頁〉

建設をはじめたミサイル基地は、というと、裁判もはじまった当初こそ、なかなか進みませんでしたが、1971 年末には基地としての準備が始まり、1972 年から基地開設、年末にはミサイルが配備されました。

〈36 頁〉

さて、ここで戻って、裁判の行方ですが、時は 1973 年 9 月 7 日、判決当日です。その日の新聞の朝刊では、今日、判決があることが書かれた記事や、テレビ欄ではテレビ局 7 局中 5 局が判決に関する番組内容を組んでいて、世間の関心を集めていることがわかります。

〈37 頁〉

問 5：あなたが裁判官なら、どのような判決を出しますか？ここまでの法廷での議論を、配布資料をみながら、選択肢からあなたの考えにもっとも近いものを選んでください。

〈38 頁〉

1973 年 9 月 3 日 札幌地方裁判所が判決を出しました。それは、「自衛隊は憲法 9 条 2 項の「陸・海・空軍」に該当し、憲法違反」、「基地は攻撃目標になるので近隣住民の平和的生存権をおびやかす」、ゆえに、「保安林指定解除処分取消す」というものでした。

〈39 頁〉

その直後、原告は勝利したので非常に喜び、負けた国には緊張感が走り、自衛官は硬い表情になりました。

〈40 頁〉

この判決はいろいろな影響を与えました。その後、自衛官募集を一時的にストップするところや、自衛隊式典の会場使用等を取りやめる動き、防衛庁が TV など自衛隊の PR 番組（演習・基地など）を流そうとしていることへの抗議があるなど、でした。

〈41 頁〉

政界にも様々な影響がでるなか、国は控訴しました。左下の写真にあるときの総理大臣一田中首相は「自衛責任は放棄できない」と見解を述べたり、当時国会で議論されていた防衛に関する法律についても、賛成や反対の動きが活発化しました。

〈42 頁〉

次の年の 1974 年、札幌高等裁判所で控訴審がはじまりました。ここでは〈自衛隊実態調べ〉は行われず、原告の「訴えの利益」が問題となり・国は「代替施設」設置により水害問題解決を主張、しました。

〈43 頁〉

ところで、問 6 馬追山の森林の代わりの施設「富士戸一号ダム」は、山の「代わり」の役目を十分に果たすことができたのでしょうか？ 予想、選択肢のどちらかを選んでください。

〈44 頁〉

実は、一審判決直前の 1973（昭和 48）年 8 月 22-23 日も長沼を水害が襲っていました。ダムができたのは、さっき説明しました、「1970 年末」でしたよね。その後にも起こっていた、ということです。

〈45 頁〉

札幌高等裁判所で裁判中の1975（昭和50）年にも水害がありました。従来の二つの川が氾濫するものとは異なる新たな水害パターンでした。

〈46 頁〉

図で比較してみると、左が従来の千歳川・旧夕張川氾濫のときに浸水する場所、右が1973年と1975年の氾濫のとき。様子が違いますね。法廷では、この違いを含め、研究者が「代替施設」、ダムのこと、その機能を、馬追山の森林を削って基地をつくった影響として述べ、あわせてダムは「バケツ数杯分の機能しかない」ことを、科学的データに基づいて証言しました。

〈47 頁〉

しかしながら、さらなる自衛隊の実態審理も行われぬまま、突然3月に結審が言い渡されました。清水さんは、「何も聞かんでいいっていいのか。原告をばかにするな。答えろ。国側もなんだ。国民をいじめて！」と憤りました。その清水さんは、1976（昭和51）年5月11日に脳内出血で緊急搬送、意識はほぼ回復せぬまま10月28日に亡くなりました…。

〈48 頁〉

1976（昭和51）年8月5日 控訴審 札幌高等裁判所判決「一審判決を破棄」

「代替施設により住民の訴えの利益は補充される」「自衛隊の違憲性については、高度に政治性のある国家行為は、一見明白に違憲無効であると認められない限り、司法審査の範囲外にあるとする」すなわち、「統治行為論」です。

〈49 頁〉

原告、長沼町民らは最高裁判所へ上告しました。双方の主張はありましたが、しかし口頭弁論は一度も行われませんでした。

〈50 頁〉

1982（昭和57）年9月9日最高裁判所判決 「上告を棄却」

「原告に「訴えの利益」がないから、つまり代替施設により洪水の危険は無くなったから」、自衛隊の違憲審査はされませんでした。ただし少数意見として団藤さんという裁判官は「代替施設による洪水の危険はなくなった」という点には不安があり、「訴えの利益が無くなった」とまでは言い難い、と述べました。

〈51 頁〉

それから長い年月がたち、長沼の基地は存続し、ミサイルは移動式のパトリオットに交替、基地のシンボルといわれたミサイル用レーダーは撤去されました。パトリオットになって、高度なレーダーが移動式でつくられたからです。ミサイル配備はもう、全国どこでもできるようになりました。

〈52 頁〉

自衛隊は、その後ずいぶん変わりました。最近は、「集団的自衛権行使容認閣議決定」、ちょっと前で「PKO 協力法可決・施行」、そして「自衛隊イラク派遣」、自衛隊発足から昨年で「60 年」。

〈53 頁〉

自衛隊違憲判決と住民の平和的生存権をみとめた裁判の裁判長だった福島さんは、10 年ほど前に次のように述べました。「自衛隊がこうまでなっちゃったということは、歴史のなかにおいて、裁判所は責任を負うべきだと思います。チェックする機会は十分ありました。だけど、結局やらなかったという怠慢さは、裁判所が一番の責任を負うべきだと思います。」

いま、福島さんは、ご退職されて弁護士をおつとめです。こんなに変わってしまった自衛隊、

あのときの一審での自衛隊違憲判決の意義は、どう考えればよいのでしょうか…

〈54 頁〉

長沼の一審で自衛隊違憲判決が出された 1973 年から実に 35 年後に、「自衛隊イラク派兵差止訴訟」が全国のいろいろなところでおこされましたが、そのうちたとえば名古屋高裁の判決では、自衛隊の任務の一部を「違憲」と判決を出したのです、2008 年のことです。そこでは平和的生存権についても、権利として認める文言がありました。長沼一審の自衛隊違憲判決はこうして、引き継がれてきているのです。

〈55 頁〉

そして現在に至るまで「自衛隊は合憲」という判断は、裁判所によって、ただの一度もなされていない」のです、と憲法学者である深瀬忠一さんは述べています。

〈56 頁〉

実は、「長沼一審判決」は今もたくさんの人々により様々な形で継承されてきているのです。左上から、裁判のときに作成された裁判記録は今も利用されており、右上は、判決後、毎年記念集会を開催し講演などして勉強したり広く他の人たちに長沼裁判や基地問題について投げかけ続け、左下は、判決を記念し「長沼平和米」という名前で米を生産・販売したり、右下は、毎年春に馬追山に登山しそこからみえる長沼ナイキ基地を「調査」する、すべて、「平和に生きる」社会をつくることを目指して活動しているのです。

〈57 頁〉

課題： 今日の授業の感想&知りたいこと・疑問に思ったことを、書いてください。

(※授業者 ワークシートを回収する)

資料3

長沼ナイキ基地訴訟の授業 その後

1月に、北海道長沼町の自衛隊ミサイル基地設置問題について勉強しました。憲法は、その前文の冒頭にあるように「日本国民は……この憲法を確定する」と《国民》が宣言したこと、第9条からは「尊重擁護する義務」は《国》にあることがわかります。長沼農民の農業を営む権利を基地設置により侵害する恐れをもたらしたのは、本来ならば権利を守る義務がある《国》でした。そこで、長沼町民は憲法を盾に抗議したのです。

ワークシートに書かれた感想やたくさんの質問に、少しですが回答・補足します。

1) 自衛隊違憲判決がよくださせたものだなあ、と思ったあなたへ

実は長沼原告の裁判活動は、ある裁判から受け継がれ、その活動の成果とも言えます。

北海道の恵庭（えにわ）では1962年に「恵庭事件」が起きました。恵庭にある野崎牧場が近隣の自衛隊演習場からの騒音・振動の被害への対策を重ねた末に起きた事件でした。41回も重ねた公判の約3分の2は自衛隊合憲議論が展開されましたが、1967年の判決では憲法判断はされませんでした。このとき多くの支援者により裁判記録作成・傍聴券確保のための裁判所前の徹夜のテント内勉強会・現地での援農などが行われ、弁護団は400名にのびりました。長沼もこの恵庭の手法を引き継ぎ、多くの支援活動がなされ、弁護団は600名を超えました。



最も重要なことは国民の生活を守ることです。支援者の主な組織だった「北海道平和委員会」事務局長の松井愈さんは、次のように述べています。

[写真 松井さん 一審判決の札幌地裁前で]

「裁判闘争は主戦場だとは思わない」、「憲法を武器に命とくらしを守ること」が大切なのだ。「平和に生きる権利をにぎりしめた長沼町民、農民、原告団のたたかいだ、これをつつみこむ全国民のたたかい、これが主戦場なんだ」

2) 自衛隊審議・違憲判決をだすのに圧力はなかったのか、と思ったあなたへ

実は、一審裁判中に、福島裁判長は様々な圧力をかけられていました。

一審の札幌地方裁判所でこの裁判を担当した福島重雄裁判長は、平賀健太札幌地方裁判所所長（当時）から、裁判についての意見を手紙等で渡されました。判決は裁判官の「法と良心に基づいてのみ」だされるものであり、「異例の『干渉』」と報道され、「平賀書簡」とよばれています。また、国が福島裁判長をやめさせようとするなど、「干渉」は続きました。これらを乗り越えて福島裁判長は判決を出したのです。



3) 伐採を阻止する裁判中なのに、先に伐採しダムや基地をつくりはじめるなんて！

と思ったあなたへ…

実は、原告は伐採等の工事をしないよう申請する裁判もおこしていました。

ミサイル基地設置に反対する長沼町民は、1969（昭和44）年に、授業で勉強した裁判「保安林の指定解除の取り消し請求」訴訟を起こすと同時に、基地設置のための馬追山の保安林「指定解除処分」の執行停止」申請の訴訟を起こしました。

一審では「保安林をいま伐採すれば水害など回復困難な災害が生ずる恐れがある」として保安林解除の執行停止が決定されましたが、高裁・最高裁では認められず、1年後の1970年にダム建設・砂防工事等が進められ、6月に馬追山の森林伐採が開始されたのです。

4) 裁判所が自衛隊を合憲と判断せず今日に至っているのはなぜ？と思ったあなたへ

1973年の長沼一審の自衛隊違憲判決以後、自衛隊に関する憲法裁判はいくつも行なわれてきました。その35年後、自衛隊イラク派兵差止め訴訟の名古屋高裁(2008年)などで違憲判決が出される一方、合憲判決はありません。当の自衛隊は増強し海外にまで派遣されています。福島元裁判長は、恵庭事件判決で憲法判断がされなかったとき、**裁判所はいつか判断しなければならない**、と考えたそうです。

[写真：現在の福島さん 裁判官退職後、今は富山で弁護士として活動]



なぜ、裁判所「合憲」と判断しないのか、その理由の一端を考えてみましょう。



原告の一人、清水与作さんは、高裁判決前にお亡くなりになりましたが…。たくさんの人が長沼原告団の意志を引き継いでいます。そのうちのお二人を紹介します。

藪田亨 長沼町議会議員

裁判が始まった当時は未成年だったので原告になれませんでした。原告団の意思を引き継いでいます。長沼の基地設置の際に多額の補助金が交付され多くの「施設」が町内に設置されましたが、その維持管理費が現在の町の財政を圧迫していることなどを調査したり、長沼裁判に関心をもった見学者の案内などもつとめています。長沼平和米もつくっています。



この「施設」には、馬追山森林の代わりを務めると言われた「ダム」(富士戸一号ダム)も含まれています。[写真：長沼をガイドする藪田さん]

内藤功 弁護士



恵庭事件・長沼の一審の弁護を担当しました。自衛隊が合憲か違憲かを明らかにするための実体審理を進めるべく自衛隊の任務や実情を解明し、**「ナイキ」ミサイルは本当に防衛のためのものか・自衛隊は国を守るためにあるのではなく軍需企業の利益のためのものであること、などを明らかにするため、裁判での議論をすすめました。**

現在も、多くの人に憲法の平和主義の重要性や自衛隊・米軍の問題を知らしめるため講演や執筆活動にも多く取り組んでいます。[写真：講演する内藤さん]

このような活動が、何らかの要因の一つになっているのかもしれない。

「平和に生きる」社会をつくるため、憲法は国民の不断の努力によりそれを実現させなければならないのです。